

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年10月18日開催 全国地方銀行協会／

令和5年10月19日開催 第二地方銀行協会]

### 1. システムリスク管理の重要性について

- システムリスク管理の重要性について、先日、全銀システムにおいてシステム障害が発生し、一部の金融機関における振込みが遅延したことなどにより、国民生活等に影響が生じる事態に至った。
- 各行においては、重要な外部サービスの利用に当たって、
  - ・ システム更改等を外部サービスの提供者に一任することなく、自行においても適切なシステム上の対応・対策がなされているか評価・確認していただきたい。
  - ・ また、万が一、外部サービスの提供が途絶した場合でも、銀行業務に大きな支障が生じないよう対応するためのコンティンジェンシープランを予め策定し、外部サービス提供者との連携や顧客対応も含めて訓練等で検証しておくことなどの重要性について、今一度、認識を新たにしていきたい。

### 2. 事業者支援について

- 事業者支援について、現在取りまとめに向けて検討を進めている経済対策の第一の柱として、「足元の物価高から国民生活を守るための対策」が掲げられており、物価高騰への対応が政府全体としての重要課題となっている。また、中小・零細事業者からは、価格転嫁に苦労しているという声が多く聞かれる。

更に、10月2日に公表された日銀短観においても、企業の人手不足感（雇用人員判断DI）は引き続き高い水準にあるなど、依然として、事業者にとって厳しい経営環境となっている。
- こうした中、金融行政方針でも示しているとおり、物価高騰や人手不足等に苦しむ事業者に対する支援の徹底の重要性が増しており、金融機関に対す

る社会的な期待は、日に日に高まっているものと考えている。

こうした状況に加え、足元では官民金融機関が提供してきた「ゼロゼロ融資」の返済が本格化し、新型コロナを受けた各種支援策が期限を迎える中、今後、抜本的な再生事案を含め、支援ニーズが更に増加することが想定される。

- 各行においては、既に事業者支援に尽力いただいているところかと思うが、こうした状況も踏まえ、更に一步踏み込み、資金繰り支援にとどまらない、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等について、先延ばしすることなく取り組んでいただきたい。
- また、事業者支援に関する重点的なヒアリングで把握した課題等を踏まえ、今後、金融庁・財務局でどのような対応が考えられるか検討するので、各金融機関からも建設的な意見等をいただければと考えている。
- 価格転嫁に関して、中小・零細事業者とその発注者との取引に関することではあるが、経済界が全体として取り組む課題であると考え。その意味で、各地の経済界の主要メンバーでもある地域銀行においては、機会をとらえて、地元企業に対して価格転嫁の必要性について話をしていただけると幸い。

### 3. 経営改革について

- 地域銀行の経営改革について、これまでも繰り返し申し上げているが、地域銀行が地域経済の回復・成長に貢献していくためには、地域銀行自身が、経営基盤を強化し、持続可能なビジネスモデルを確立することが重要。
- それぞれの地域銀行の規模・特性や強み・弱み等をしっかりと踏まえ、持続可能なビジネスモデルを確立することは、経営トップの最も重要な仕事と言える。金融機関を取り巻く環境の変化が非常に早い中、これまで以上に時間軸を意識し、躊躇することなく果敢な経営判断を行い、経営改革を進めていただきたい。
- また、経営改革を進めていく上で重要となるのが、中長期的なビジョンを踏まえた意思決定を支えるガバナンスと、その実施と価値創出を支える人的資本である。こうした観点から、金融行政方針でも示しているとおり、金融庁・財務局において、株主や取締役会によるガバナンスの発揮状況や、人的投資・人材育成の取組状況について対話を実施していく。

ガバナンスについては、その機能が適切に発揮されるためには、社外取締役の果たす役割が重要になってくると考えており、社外取締役の方々にも話を伺う予定なので、協力をお願いしたい。

#### 4. 足元の金融経済情勢を踏まえた対応について

- 足元の金融経済情勢を踏まえた対応について、国内外の金利動向など、地域銀行を巡る経営環境は刻々と変化している。
- 2023年7月の意見交換会でも申したとおり、経営トップの方々においては、金融経済情勢、とりわけ我が国の金利動向が、短期的、中長期的に、自行のビジネスにどのような影響を与えるか、自行の市場見通しは足元の状況を適切に反映しているかなどを確認し、大きな市場変動に際しては、リーダーシップを発揮して、迅速・的確な対応をとっていただきたい。
- 金融庁としても、引き続き強い警戒心を持って注視していくことは勿論のこと、各行の態勢整備の状況をしっかりフォローする。

#### 5. PRI（責任投資原則）への署名について

- PRI（責任投資原則）への署名について、2023年9月末から10月初めにかけて、資産運用立国の実現に関連して、海外金融事業者を我が国に招致して情報発信を行うJapan Weeksを開催した。その一環として、PRIへの署名機関をはじめとするグローバルな投資家を招待して議論するイベントである「PRI in Person」が開催された。その際、岸田総理から、①責任投資の取り組みをけん引するPRIへの署名機関が増えることに対する期待が示されるとともに、②政府として所要の環境整備を行い、代表的な公的年金基金、少なくとも7基金(90兆円規模)が新たにPRIの署名に向けた作業を進めることが表明された。
- PRIへの署名、及びそれに沿ったサステナブルファイナンスへの取り組みの重要性については、公的年金だけではなく、各企業年金においても妥当する話である。地域銀行の年金基金においても、署名の実例が出ているので、PRI署名への前向きな検討をお願いしたい。

## 6. 金融機関の内部監査の高度化に向けたプログレスレポートの公表について

- 2023年10月下旬に、大手銀行グループにおける内部監査の取組状況及び課題認識を整理したレポート（「金融機関の内部監査の高度化に向けたプログレスレポート【大手銀行グループ】」）を公表予定である。これには、内部監査の高度化に向けたモニタリングの主な論点についても盛り込む予定である。

※ 2019年6月にも、「金融機関における内部監査の高度化に向けた現状と課題」と題する文書を取りまとめ公表。

- 本レポートは大手銀行グループの現状をまとめたものだが、内部監査の高度化はどの金融機関にとっても大事なテーマと承知している。金融機関における内部監査の状況は様々であるが、金融庁としては、引き続き、金融機関における内部監査の高度化について、対話させていただきたい。経営陣においても、本レポートを参考に、内部監査の重要性・有用性に対する認識を一層高めて、引き続き、内部監査の高度化に取り組んでいくことを期待したい。

## 7. 信用リスク管理態勢の強化について

- 信用リスク管理は銀行業の基本であり、入口審査や期中管理等の高度化が重要である。こうした中、近時、金融機関ごとに異なる決算書を提出、または売上を水増し計上しているなど粉飾決算が発覚して破綻する事案など、突発的に信用コストが発生する事例も散見されており、改めて注意喚起したい。

## 8. 顧客本位の業務運営（FD）に関するモニタリング方針について

- FDに関するモニタリングについては、2022事務年度と同様、リスク性金融商品の各業態の販売動向や、個社別の販売額を基に重点モニタリング先を抽出し、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」）等を踏まえ、リスク性金融商品のプロダクト・ガバナンス態勢や販売・管理態勢等を着眼点として、リスクベースで実施する。
- 具体的には、足元で販売額が増加している外貨建一時払保険、仕組預金、新興国通貨建債券を含む外貨建債券について、各金融機関において、
  - ・ リスク・リターン、コスト等の商品性の検証や想定顧客層の特定が

できているか

- ・ 顧客が負担する全てのコスト開示と顧客視点での説明ができているか
- ・ 他の金融商品と比較した際に、当該商品を提案・販売することの妥当性を確認しているか

といった点を検証していく。

- また、仕組債についても、「仕組債の販売勧誘に関するガイドライン」をミニマムスタンダードとして、特に、「原則」に基づく対応ができているかについて検証していく。
- このほか、インターネット取引や業績評価体系、三線管理の枠組みについても、実態把握・検証を進めていく。

経営陣においては、本日、申し上げた点を持ち帰って頂き、必要に応じ、先んじた検証や取組改善をお願いしたい。

重点モニタリング先となった金融機関においては、双方向の議論の中で、「顧客の最善の利益の追求」などに向けた気付きを共有していきたいと考えているので、協力をお願いしたい。

## 9. 中国を背景とするサイバー攻撃グループ BlackTech によるサイバー攻撃について

- 2023年9月27日、警察庁及び内閣サイバーセキュリティセンターから、中国を背景とするサイバー攻撃グループ BlackTech によるサイバー攻撃に関する注意喚起が発出された。
- この注意喚起では、BlackTech の手法への具体的な対処方法が推奨されているが、推奨されている対処方法は、BlackTech に限らず、一般的に有効な対策である。

## 10. マネロン対策等に関する半期フォローアップアンケート等について

- マネロン等リスク管理態勢の整備については、2024年3月末の態勢整備期限まで半年を切る中、各行において、経営陣のリーダーシップのもと、対応いただいているものと承知している。

- また、当庁としては、各行の9月末時点の進捗状況を確認すべく、先日、半期フォローアップアンケートを発出したところ。回答へのご協力をお願いしたい。
- 本取組において、これまで、まずは規程等について8月末までに協会のコンメンタールと点検し、12月末までに整備を終えるよう要請してきたところ。
- 今回のアンケートは、各行においてコンメンタールとの点検が行われていることを前提として発出しているので、改めて当該コンメンタールを踏まえた詳細な点検が行われたかを確認する機会としても活用いただきたい。
- 経営陣においては、当該アンケートも活用しつつ自行の規程等の整備の現状を把握のうえ、今後の作業ボリュームに合わせた必要な人材の配置や、対応スケジュールの策定および確実な実行の確保など、12月末までに規程等の整備が完了するよう適切な対応をお願いしたい。
- なお、銀行持株会社及び銀行子会社を保有する銀行の経営陣においては、グループ傘下の銀行が8月末までの点検を適切に実施していたか、規程等の整備の進捗に遅れが認められている場合には12月末までに完了するための計画を策定・実行できているか、十分な目配りをお願いしたい。
- アンケート結果については、内容を確認・分析したうえで、規程等の整備に遅れが見られる先については、速やかな対応を促すべく、協会と連携して経営陣の方々にもお声がけさせていただく。
- 金融庁としては、今後も協会と連携し、各行の取組状況を適時に把握しつつ、ニーズに沿った勉強会を開催するなど、きめ細かい支援を行っていく。また、各行の課題や悩みを共有し、解決策を検討する場として、財務局とも連携の上、近隣地域毎にマネロン担当役員を対象とした業態横断的なフォーラムを開催するなど、サポートしてまいりたい。

## 11. 資産運用立国について

- 2023年10月4日、新しい資本主義実現会議の下に、鈴木金融担当大臣を分科会長とする「資産運用立国分科会」が設置され、初回会合を開催した。資産運用立国の実現に向けた政策プランは、年内に策定する方針。

- 「成長と分配の好循環」を実現していくためには、家計金融資産等の運用を担う資産運用業とアセットオーナーシップの改革を実施し、その運用力の向上やガバナンスの改善を図っていくことや、資産運用業への国内外からの新規参入と競争を促進していくことが必要。
- このため、具体的には、
  - ① 資産運用業とアセットオーナーシップの改革として、
    - ・ 大手金融グループによる、資産運用業の運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表、
    - ・ スチュワードシップ活動の実質化や、運用対象の多様化を図るための環境整備
  - ② 資産運用業への新規参入と競争の促進として、
    - ・ 日本独自のビジネス慣行や参入障壁の是正
    - ・ バックオフィス業務のアウトソーシングをより円滑にする規制緩和
    - ・ 新興運用業者にとって課題である運用資金獲得を支援するためのプログラム（日本版EMP）の整備
    - ・ 金融創業支援ネットワーク事業の推進、資産運用特区の創設などについて、検討していく予定。
- 政策プランの策定に向けては、様々なご意見を拝聴しながら検討を深めていきたいと考えており、ご協力をお願いしたい。

## 12. 事業再生ガイドライン活用状況・事例集の公表について

- 2023年10月17日、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用事例集を金融庁ウェブサイトで公表した。
- ゼロゼロ融資の返済が本格化する中、事業者の経営改善・再生支援の強化は喫緊の課題。未だガイドラインを活用したことのない金融機関においては、こうした事例を参考に、ガイドラインの活用を含む事業再生支援に積極的に取り組んでいただきたい。

### 13. 有効事例・経営者保証ホットライン等に寄せられた意見について

- 経営者保証改革プログラムを踏まえて監督指針を改正し、2023年4月より保証契約締結時には、保証の必要性等をより詳細に事業者へ説明することを求めている。経営者保証に依存しない有効事例や、新規で設置した経営者保証ホットラインに寄せられた事業者からの声をお伝えする。
- 金融機関に財務局が行ったヒアリングでは、
  - ・ 経営者保証を徴求しない場合の決裁権限の見直しや、各支店の無保証融資割合を店舗間で共有する取組、
  - ・ また、正常運転資金の範囲内で行う短期借入や割引手形については無保証で対応する取組、といった前向きな事例が寄せられている。
- 一方、経営者保証ホットラインには、経営者保証を徴求する際に、その必要性等について、金融機関から具体的な説明が無かったといった事業者の声も複数寄せられており、監督指針に沿った運用が十分ではない金融機関も見られる。

各金融機関においては、こうした有効事例を参考に経営者保証に依存しない融資を促進していただくと共に、監督指針に沿った運用が徹底されるよう、営業店の職員等に改めて周知・徹底をお願いしたい。

### 14. 「経営者保証に依存しない融資に関する取組状況～金融仲介機能の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）～」の公表について

- 「経営者保証に依存しない融資に関する取組状況」については、「金融仲介機能の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」として、主要行等及び各地域銀行に対し、半期ごとに取組実績の公表をお願いしている。
- 金融庁においては、取組みを後押しする観点から、各行が公表された実績をとりまとめてHPで公表しており、2023年10月6日、2022年度下期分（10月～3月）を公表した。
- KPIの結果は、各行の営業姿勢だけでなく、顧客の規模・特性等にも影響されると考えているが、各行においては、経営者保証に依存しない融資につ



いて、引き続き取り組んでいただきたい。

※1 「金融仲介機能の取組状況を客観的に評価できる指標群 (KPI)」は、2019年9月に、①新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合、②事業承継時における保証徴求割合の2つを設定している。

※2 主要行等：みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行の9行

## 15. REVICareer(レビキャリア)の広報活動について

○ REVICが整備する人材プラットフォーム「REVICareer(レビキャリア)」について、足元の実績について申し上げますと、9月は新たに4件成約し、マッチング件数は累計34件となっている。

○ また、2023年9月よりSNS(注)を活用した広報活動を開始したところ。

※9月26日(火)より世界最大のビジネス特化型SNS「LinkedIn」(リンクトイン。世界の7億5600万人が利用する。)において、大企業所属のユーザーに対し広告配信を開始。

○ 本広報活動は、大企業人材の個人登録者数の増加に資するものとなると考えており、マッチングの実現に向けて、レビキャリアの広報活動を進めていく。各行におかれましても、引き続きレビキャリアの活用を含む人材マッチングの取組みについて一層の推進をお願いしたい。

## 16. LIBORからの移行対応について

○ LIBORについては、2023年6月末のドルの一部テナーの公表終了をもって、全ての通貨・テナーのパネルLIBORの公表が停止された。これを踏まえ、金融庁は、日本銀行と合同で、2023年6月末基準での「第5回LIBOR利用状況調査」を実施し、9月29日に調査結果を公表した。

○ 調査の結果、パネルドルLIBOR参照契約の移行対応は概ね完了しており、2023年6月末時点でフォールバック条項が未導入の契約についても、大部分の金融機関において既に対応方針は確定していることが確認された。また、シンセティックドルLIBORの利用については、契約当事者間の合意形成までの一時的な利用となるなど、限定的であることが確認された。

○ 今回調査を含む全5回のLIBOR利用状況調査の結果を踏まえれば、LIBORからの移行対応全般が概ね完了したことを確認できたと言える。

- 金融庁としては、今回調査の結果を踏まえて、一部の金融機関が有する、対応方針が未確定の残存契約及び 2024 年 9 月末に公表停止が予定されているシンセティックドル LIBOR へ移行した契約の移行対応について、引き続き日本銀行と連携してモニタリングを行うとともに、その状況に応じた対応を促していく。該当契約を有する各金融機関においては、時間軸を意識した移行対応を引き続きしっかりと進めていただきたい。

## 17. 10 月 G20 財務トラックの成果物について

- 2023 年 10 月 12 日から 13 日にかけて、モロッコのマラケシュにおいて G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主なポイントをご紹介したい。
  - ・ 暗号資産やステーブルコインの規制・監督に関して、今回の G20 会合では、「暗号資産に関する G20 ロードマップ」が採択された。今後は、① FSB が 7 月に最終化した規制・監督枠組みに関するハイレベル勧告等の実施、②非 G20 メンバー国へのアウトリーチ、③国際的な協調・協力・情報共有、④データギャップへの対処を行っていくことになる。また、暗号資産に関する FATF の継続中の作業及び FATF 基準の実施への支持も示された。
  - ・ サステナブルファイナンスに関しては、2021 年に策定された「G20 サステナブルファイナンス・ロードマップ」で推奨された行動を推進するための更なる努力が求められている。これには、昨年 G20 で策定された「トランジション・ファイナンス枠組」の実施も含まれている。
  - ・ その他の金融セクターの課題については、クロスボーダー送金及び気候開示に関する FSB の進捗報告書等が歓迎された。
- 2023 年 12 月より、ブラジルが G20 議長国を務める予定。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献していきたい。

(以上)